ては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した発行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

第二条　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（履行保証金の取戻し） **第一条**　資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 ［２・３　略］	（履行保証金の取戻し） **第一条**　資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○内閣府令第三号
財務省令

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十二号・大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） **第一条**　協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に	（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） **第一条**　［同上］